

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【供託・司法書士法】

頁数	問題番号	誤	正
32	4-48 右記のと おり訂正	×	譲渡制限特約付の債権が譲渡された場合、譲受人が善意・無重過失であれば譲受人は保護され、当該譲受人が債権者となるが、譲受人の善意・無重過失は債務者には判断することが困難な場合があるため、債務者は弁済供託をすることができる。なお、債権の譲受人がたとえ悪意又は重過失があつたとしても、あくまで譲受人が債権者であつて、譲渡人ではないため、 <u>債権者不確知には該当しない</u> 。よつて、これは民法466の2Iの規定によって特別の供託権を債務者に与えたものであつて、「 <u>債権者不確知</u> 」を理由とする供託ではないと解されている（プラクティス民法・債権総論第5版・潮見P475）。